

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人について、避難生活中に持病である潰瘍性大腸炎の通院治療を行ったことを考慮し、通院1回当たり1万円の入通院慰謝料等の生命身体的損害が賠償された事例。

1606

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）についての損害賠償金として、合計金32万6240円の支払い義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。ま

た、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年9月30日

(仲介委員 戸嶋 洋一)

別紙

	損害項目		算定期間	和解金額(円)	備考
1	生命・身体的損害	入通院慰謝料	自 平成 25 年 10 月 9 日 至 令和 1 年 6 月 19 日	320,000	通院1回当たり 10,000 円で算定
2		診断書取得費用	①令和 1 年 7 月 25 日(支払日) ②令和 1 年 7 月 4 日(支払日)	6,240	①3,240 円(〇〇病院) ②3,000 円(〇〇医院)
和解金額合計				326,240	